

5-1-① 居宅療養管理指導（病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所）

（平成11年 厚生省令第37号）

申請者要件	病院又は診療所の開設者（介護保険法第70条） ー 保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条） ー		
人員基準 （第85条）	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師又は歯科医師</li> <li>・ 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士</li> </ul>	1名以上  内容に応じた適当数
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第85条の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準 （第86条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院又は診療所</li> <li>・ 必要な広さ</li> <li>・ 必要な設備及び備品等</li> </ul>		
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第86条の基準を満たしているものとみなすことができる。			

5-1-2 介護予防居宅療養管理指導（病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所）  
 （平成18年 厚生省令第35号）

申請者要件	病院又は診療所の開設者（介護保険法第115条の2） ー保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条（準用））ー		
人員基準 （第88条）	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者	・ 医師又は歯科医師	1名以上
		・ 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士	内容に応じた適当数
居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の人員に関する基準を満たすことをもって、第88条の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準 （第89条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院又は診療所</li> <li>・ 必要な広さ</li> <li>・ 必要な設備及び備品等</li> </ul>		
居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の設備に関する基準を満たすことをもって、第89条の基準を満たしているものとみなすことができる。			

5-2-① 居宅療養管理指導（薬局である指定居宅療養管理指導事業所）

（平成11年 厚生省令第37号）

申請者要件	薬局の開設者（介護保険法第70条） ー保険薬局はみなし指定（介護保険法第71条）ー		
人員基準 （第85条）	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者	・ 薬剤師	1名以上
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第85条の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準 （第86条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬局</li> <li>・ 必要な広さ</li> <li>・ 必要な設備及び備品等</li> </ul>		
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第86条の基準を満たしているものとみなすことができる。			

5-2-② 介護予防居宅療養管理指導（薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所）  
 （平成18年 厚生省令第35号）

申請者要件	薬局の開設者（介護保険法第115条の2） －保険薬局はみなし指定（介護保険法第71条（準用））－		
人員基準 （第88条）	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者	・ 薬剤師	1名以上
居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、 居宅療養管理指導の人員に関する基準を満たすことをもって、第88条の基準を満たし ているものとみなすことができる。			
設備基準 （第89条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬局</li> <li>・ 必要な広さ</li> <li>・ 必要な設備及び備品等</li> </ul>		
居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理 指導の設備に関する基準を満たすことをもって、第89条の基準を満たしているものとみなすことが できる。			